

あなたは大丈夫？

犬の散歩マナー



犬のフンは必ず持ち帰りましょう

フンなどの後始末は飼い主の責任です。犬を散歩に連れて行くときは、ビニール袋などを持って行き、フンは必ず持ち帰りましょう。



犬のフンなどが落ちてくると、通られる方が不快な気持ちになるかもしれません。後始末をしてきれいな環境をつくる配慮をしましょう。

町内では、たくさんの方が犬を飼われています。散歩時のマナーをしっかり守って、暮らしやすい町にしましょう。



適切なリードの長さを散歩をしましょう

散歩するときにはリードをつけましょう。交通事故の防止につながります。また、リードが長すぎると周りの方の迷惑になることがあるので調整しましょう。細い道で歩行者とすれ違ったりは、リードを短く持ち、歩行者と飼い犬の間に飼い主が入るようにして、犬が苦手な方に不快感を与えないようにしましょう。



◆問い合わせ先 住民課 生活環境交通担当 ☎0748-52-6578

みんなで支えあう 国民健康保険

社会保険等への被扶養者認定手続きをおすすめします

現在、国保に加入されている方で、世帯の中に勤務先の社会保険に加入の方がいる場合、次の基準に該当すると、被扶養者として社会保険に加入できることがあります。該当する方には、被扶養者認定の手続きをおすすめします。

ただし、勤務先の社会保険によっては扶養の認定基準が異なる場合もありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

※公的年金・失業等給付も年間収入の対象となります。

○社会保険等の扶養になった時の利点は…

国保は被保険者の人数によって保険料が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

○社会保険等の被扶養者に認定されたい場合は…

- 社会保険等の被扶養者と認定される基準は…
 - ・主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族
 - ・60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること
 - ・60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等の受給をされている場合は年間収入が180万円未満であること
 - ・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること
 - 社会保険等の被扶養者に認定されたい場合は…
 - ・国保の喪失手続きが必要になります。
 - ・新しく被扶養者と認定された健康保険の被保険者証
 - ・国保の被保険者証
 - ・印鑑（朱肉を必要とするもの）
 - ・窓口で手続きされる方の本人確認ができるもの（写真付きのものは1点、それ以外のものは2点）
 - ・窓口に来られる方と健康保険の手続きが必要な方の個人番号（マイナンバー）がわかる書類
- をご持参のうえ、住民課保険年金担当へ届け出てください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

12月3日～12月9日は「障害者週間」です

12月3日から9日は「障害者週間」

です。この期間は、障がいのある人が社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障がいのある人に対する関心と理解を深める活動が実施されています。



平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されており、この法律は、障がいのある人に対する差別をなくし、障がいのある人もない人も共に地域で安心して暮らす社会をつくることをめざしています。また、滋賀県では、誰もが暮らしやすい共生社会をめざして、障がいのある人が直面する社会的障壁を社会全体で取り除いていくため、平成31年4月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されました。

この「障害者週間」を機会として、障がいのある人への関心と理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりについて考えましよう。

また、当町では、町から委嘱された身体・知的障害者相談員が、障がい者本人やその家族等からの相談をお受けいたします。

◆問い合わせ先

福祉保健課 福祉担当 ☎0748-5216573

税金は期限内に納めましょう！

～もう一度、納め忘れがないかお確かめください～

12月を「ストップ滞納!!強化月間」と位置づけ、県内一斉の滞納整理の強化に取り組むこととしています。

●町税の納付方法

町税は、役場や金融機関（滋賀銀行・関西みらい銀行・湖東信用金庫・グリーン近江農協・ゆうちょ銀行）、コンビニエンスストアの窓口のほか、スマートフォン決済アプリ「Pay B」でもご納付いただけます。詳しくは、町のホームページをご覧ください。



●コロナの影響で納付が困難な場合は…

新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった場合は、申請により納付期限から最大で1年間、町税の納税猶予を受けることができます。申請には一定の基準や申請期限があります。詳しくは、税務課でご相談をお願いします。また、町のホームページで申請書類および申請方法等についてお知らせしています。

●期限内に納められない場合は…

町税を各期限内に納付することが困難な方は、一人で悩んだり、放置したりせず、早めに税務課で納付のご相談をお願いします。

税金を滞納するとどうなるのでしょうか…

- ① 納付期限後20日を過ぎても納付がない場合は、督促状が発行され、延滞金（年率14.6%以内）も課されることとなります。
- ② 未納のまま放置されますと、金融機関・勤務先・生命保険会社・自宅捜索などの調査を行います。
- ③ 調査により判明した財産（預貯金・給与・不動産・自動車等）を差し押さえます。
- ④ 差し押さえた財産は、公売などにより換価（換金）し、換価により得た代金は滞納町税に充当します。
なお、令和元年度においては、108件・11,371,840円の差押え（預貯金・給与など）を行い、5,511,467円を換価しました。

◆問い合わせ先 税務課 収納担当 ☎0748-52-6570